

請願第1号

後期高齢者医療制度を廃止するよう求める
意見書を国に対して提出することを求める
請願書

紹介議員

曾我千代子

奥田登

平田研一

宮本繁夫

川林あきろう

森川信隆

せのわ直樹

米澤修司



【請願の項目】

一、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を国に対して提出すること

【請願の理由】

後期高齢者医療制度が実施され4カ月が経過した。国民からの批判に押され、政府・与党は6月12日に「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」を取りまとめた。一方、国会では野党四党（民主・共産・社民・国民新）が、「制度廃止」の一点で一致し、「後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案」（2008年5月23日提出）を共同提案し、6月6日に参議院本会議で可決、次期国会での継続審議となっている。

私達は、府民の生命と健康を預かる医師団体として、問題点の多い後期高齢者医療制度は、廃止して見直すべきと考えている。

75歳という年齢をもって別の保険に加入させること、低所得者も含め全員から保険料を徴収すること、75歳以上の高齢者に資格証明書を発行すること等、同制度の問題点は政府の見直し策をもつても、解決するわけではない。

さらに、決定的な問題点が、医療給付を総量規制する仕組みである。

同制度は、5（公費）：4（74歳以下）：1（75歳以上）という負担割合が決められており、給付費が膨らむほど保険料が高くなる。裏返せば、高齢者の支払う保険料総額の10倍以内に給付を抑えざる得ない仕組みである。高齢者の保険料負担能力に限界があることを思えば、早晚、給付が天井に突き当たることは避けがたい。財政安定化基金は、見込みを上回る給付費増や保険料未納について貸付を行い、次の財政運営期間に保険料へ上乗せして返済させる仕組みである。これらの仕組みがある限り、後期高齢者医療制度が高齢者にとって保険で良い医療が受けられる制度にはならない。同様の仕組みを先行して採用した介護保険制度では、給付抑制のため「新予防給付」を導入し、「軽度者」が介護給付から排除されることになっている。医療において同様の給付抑制が図られれば、結果はすぐさま生命にかかわってくる。この制度の枠組みを残したままの見直しでは、高齢者の生命と健康は守れない。

以上の趣旨から当会は、京都府後期高齢者医療広域連合が、本制度の根本的な問題点をあらためて確認し、後期高齢者医療制度を廃止するよう求める意見書の提出をいただくよう、心からお願ひするものである。

京都府後期高齢者医療広域連合議会

議長 西脇 尚一 様

2008年8月12日

請願人：京都府後期高齢者医療広域連合 理事長 関 浩美
請願人住所：〒604-8333 京都市中京区御前松原下ル 京都府医師会館内
電話：075-311-8888 ファクシミリ：075-321-0056

